

第2章 危険物規制事務手続き基準

第1節 趣旨

この基準は、法第3章、政令、規則及び告示、並びに市危則の規定に基づく危険物規制のうち、市長、消防長又は消防署長に対する申請及び届出等の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。